

こんなことありませんか？



それは、

若年性認知症 かもしれません

若年性認知症って？

65歳未満で発症する認知症のことです。発症年齢の平均は51.3歳で、30歳代で発症することもあります。現役世代でも決して他人事ではありません。

若年性認知症の方が働き続けられるように

医療機関への早期の受診とともに、家族や同僚、職場の管理者などのサポートが大切です。異変に気付いたら、かかりつけの医師や、京都府若年性認知症コールセンター（8ページ）などに相談してください。

若年性認知症になると、今までできていたことができなくなったり、また、今までなかった症状が出はじめ、生活や仕事に様々な支障が生じるようになります。

若年性認知症チェックリスト

チェックリストのいずれかに当てはまり、「いつもと何かが違う」と感じたら、ストレスや年齢のせいと片付けず、早めに相談・受診しましょう。



- パスワードなど大事なことが覚えられなくなった。大事なものを忘れたり、失くしたりすることが多くなった。
- 約束の時間を間違えたり、忘れたりすることが多くなった。道が分からず、目的地にたどり着けないことがあった。
- 書類や電話の内容が理解できないことが多くなった。会話や書類をつくる時に、言葉がうまく出なくなってきた。
- 新しい仕事が覚えられなくなった。今までできていたことができなくなり、失敗も多くなった。
- 人が変わったように性格が変化してきた。反社会的な行動をとるようになった。
- 「誰かに物を盗まれた」と何度も訴えるようになった。「変なものが見える」と訴えるようになった。

〈監修 京都府立医科大学附属病院（認知症疾患医療センター）〉

*他にも、日常生活で元気がなくなり、不安な表情が目立つようになったり、些細なことで怒りっぽくなったりすることがあります。また、手先がふるえたり、歩くのが難しくなったりするなどの症状が出ることもあります。

ご本人・ご家族の方へ

なぜ早期の相談・受診が 重要なのか？

早期発見・早期対応のメリット

→準備ができる

早い段階で認知症だと分かれば、職場のサポートのもとで就労を継続できる可能性が広がるとともに、様々な支援制度（5ページ）やサービスを計画的に利用することができます。

また、自らの状態を知ることで、家族や職場、専門職と相談しながら、その後の人生について考えることができます。



→治る認知症もある

脳腫瘍や正常圧水頭症、甲状腺疾患など、認知症を引き起こす病気の中には、早期発見・早期治療により改善が可能なものがあります。



→進行を遅らせることができる

早期の受診や服薬、生活習慣の改善、適度な運動などによって、症状の進行をゆるやかにできる場合もあります。

職場の管理者や同僚の方へ

ご本人が適切なサポートを受けられるよう働きかけてください

受診までのサポート(受診につなげる工夫)

ご本人やご家族に、かかりつけの医師への相談や、専門の医療機関（認知症疾患医療センター、もの忘れ外来、神経内科、老年科、精神科、脳神経外科など）への受診を勧めてみましょう。

～在職中に受診することが大切です～

初診日から6か月が経過すると精神障害者保健福祉手帳を、初診日から1年6か月が経過すると障害年金を申請することができます。

障害年金の受給にあたっては、厚生年金加入期間中の受診が大切です。「初診日」に加入している年金により、受給できる金額が大きく異なります。

診断後のサポート(就労を続けるための支援)



ご本人の希望や状況、職場の状況に応じて、業務内容の見直しや配置転換、短時間勤務などの合理的配慮を検討してください。

また、就労継続のため、「ジョブコーチ」「両立支援促進員」による支援（7ページ）を利用できる場合があります。

〈生活を支えるための制度〉

若年性認知症の方やご家族の生活を支える様々な制度があります。

→ **自立支援医療（精神通院医療）**

認知症で継続的に通院治療を受ける場合、症状によって医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が、原則1割に軽減されます。

→ **精神障害者保健福祉手帳**

税制上の優遇措置や、地域によっては公共交通料金や施設利用料金の割引を受けられます。

→ **障害年金**

病気などによって、生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

→ **傷病手当金**

病気などで仕事を休み、給料を受けられない場合に、その間の生活保障をするための現金給付制度です。

→ **雇用保険（失業給付）**

離職した際に、失業中の生活を安定させ、就職活動を円滑に行うことを支援する給付です。

- 若年性認知症の当事者
- 若年性認知症当事者に寄り添う企業からの

メッセージ



若年性認知症の当事者

最初に異変を感じたのは、会議中に言葉が出なくなったりした時です。

認知症と診断を受けた時はショックで、これから先への不安でいっぱいでした。誰に相談すればいいのか分かりませんでした。

内勤業務へと変更してもらいましたが、診断から1年後には仕事を続けることが難しくなり、退職することになりました。

今は働ける場所を探しながら、認知症になっても暮らしやすい地域になればと、地域の方々に自分の体験をお話ししています。職場においては、異変を感じた時や診断を受けた時に相談しやすい環境が広がればと願っています。



若年性認知症当事者に寄り添う企業

診断を受けられる前、周囲の流れに沿わない発言などに違和感はありました、「調子が悪いのかな」と感じ、認知症とは思いませんでした。

症状が進行し、診断を受けられ、ご本人やご家族とも相談の上、サポート体制の整備や配置転換などを行いました。

今回の経験から、早期対応のために受診を促すこと、職場とご家族が協力してご本人の支援にあたることが重要だと感じました。

京都府こころのケアセンター 若年性認知症支援チーム（愛称：おれんじブリッジ） による就労継続支援

京都府では、若年性認知症の方やご家族、勤務先などからの様々な相談に対し、関係機関と連携してサポートを行う「若年性認知症支援コーディネーター」を配置しています。



コーディネーターからのメッセージ

『若年性認知症』と聞くとご不安が膨らむことでしょう。これから的生活に向けて必要なことやできることは、ご本人、ご家族、勤務先などの状況によって異なりますが、一人ひとりが仲間を想い合うことは、誰にとっても働きやすい職場につながります。私たちにお手伝いさせてください。

問い合わせ先●京都府若年性認知症コールセンター 0120-134-807

コラム

〈ジョブコーチによる支援〉

一定期間ジョブコーチが勤務先へ出向き、ご本人と事業主、双方に対して、職場適応に関する支援や、症状に配慮した雇用管理に関する助言などを行います。

問い合わせ先●京都障害者職業センター 075-341-2666

〈両立支援促進員による治療と仕事の両立支援〉

両立支援促進員が勤務先へ訪問し、治療と仕事の両立に関する制度導入支援や、ご本人の健康管理に係る両立支援プランの作成を助言・支援します。

問い合わせ先●京都産業保健総合支援センター 075-212-2600

若年性認知症に関する相談窓口

お気軽にご相談ください

○京都府若年性認知症センター(電話相談・無料)

若年性認知症の方やご家族、勤務先などからの様々な相談に専門職が応じます。匿名での相談も可能です。

電話 0120-134-807 (通話料無料)

受付時間 月曜日～金曜日 (土・日・祝日・年末年始除く)

10:00～15:00

○きょうと認知症あんしんナビ

若年性認知症の方への具体的な支援や利用できる制度、障害者の就労支援に関する相談窓口、認知症疾患医療センターやもの忘れ外来などの専門医療機関などの情報を掲載しています。

URL <http://www.kyoto-ninchisho.org/>

きょうと認知症あんしんナビ

検索



○若年性認知症 本人・家族のつどい

認知症の人と家族の会京都府支部では、若年性認知症の方やご家族を対象にした交流会が行われています。開催日はお問い合わせください。

連絡先 京都府認知症センター

(運営：認知症の人と家族の会京都府支部)

電話 0120-294-677 (通話料無料)

受付時間 月曜日～金曜日 (土・日・祝日・お盆・年末年始除く)

10:00～15:00